委員会提出議案第１号

西東京市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、地方自治法第109条第６項及び第７項並びに西東京市議会会議規則第14条第２項の規定により提出する。

令和３年２月26日

提出者　議会運営委員長　保　谷　なおみ

西東京市議会会議規則の一部を改正する規則

西東京市議会会議規則（平成13年西東京市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

別表中「

議会報編集委員会	議会報の編集及び運営に関する協議を行う。	議会報編集委員	議会報編集委員長

」を「

広報委員会	議会の広報活動に関する協議を行う。	広報委員	広報委員長

」に改め、同表備考１を次のように改める。

１　この表において「会派」とは、法第100条第14項に規定する会派をいう。

別表備考２中「議会報編集委員会」を「広報委員会」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

広報委員会を設置するため規定を整備する必要がある。